# 日本科学者会議福岡支部ニュース

2012年8月20日発行 No. 215

# ●日本科学者会議事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 Tel: (03) 3812-1472

# ●福岡支部事務局

事務局長 小早川義尚

〒812-8581 福岡市東区箱崎 6-10-1 九州大学大学院理学研究院生物科学部門

Tel: (092) 642-3901 Fax: (092) 642-3901

E-mail: kbykwrcb@kyushu-u.org 郵便振替 福岡 01790-1-5576

#### 目次

- 1 原水爆禁止2012世界大会・科学者集会の報告
- 2 核問題研究委員会の声明

「原子力基本法の改悪および原子力規制委員会設置法の撤回を求める」

- 3 「日本の科学者」読書会報告
- 4 行事案内

## 1. 原水爆禁止 2012 世界大会・科学者集会に参加して

西垣 敏

「非核の世界を目指して ~核兵器廃絶と原子力発電からの撤退~」をテーマに、原水爆禁止2012年世界大会・科学者集会が、2012年8月1日(水) 大津市勤労福祉センターで開催された。冒頭、実行委員長の 畑明郎氏は、「…原発もまた核兵器と同様に、人類の生存を危うくしている。核兵器廃絶と原発廃棄の運動を結合させていくこと…」に本集会の重要な意義がある、と挨拶した。

第1報告「封印されたヒロシマ・ナガサキ:米核実験と民間防衛計画」に於いて 高橋博子氏は、広島、長崎の原爆、そしてビキニ水爆による放射線の人体への影響に関する日米の研究が、基本的にアメリカの核開発を進める視点からの軍事研究の一環であったこと、この背景でつくられた「基準」を、日本政府は原爆症認定基準にそのまま適用し、残留放射線や内部被曝を無視し続けた歴史を検証した。同じような論理と基準が福島被災者にも適用されている。氏は、「低線量被曝や内部被曝によって被害を受け続けている被害者側に立って判断する必要」を訴えた。

第2報告は山崎文徳氏の「アメリカの軍事戦略と原子力技術」で、「そもそも原子炉に技術的・構造的欠陥が存在したのならば、その責任は製造者である原子炉メーカーにも及ぶ」として、アメリカの軍事優先、特に原潜目的で軽水炉が開発されたこと、川上工程(ウラン濃縮)と川下工程(使用済み核燃料の再処理)を支配・管理下に置きながら原子炉技術(軽水炉)のビジネス展開を開始したこと、原子炉の商業化により安全性を無視した大型化・大出力化の進行、政治経済的な利権構造に組み込まれた対日原子炉技術移転等の問題を論じた。氏は、安全性の問題として、BWR型の構造的問題、「ベント」技術、また無害化できない廃棄物の問題、更に、「未成熟」技術と言われることと関連して、技術体系での視点と原子炉の制御の視点を取り上げた。確率論・リスク論の問題におけるriskとbenefitの受け手の違いにも注意した。

続いて海外代表の特別報告としてジョゼフ・ガーソン氏(アメリカ、フレンズ奉仕委員会)は、 アメリカの核政策と最近の政治的変化、オバマ政権の2面政策、ロムニー氏の主張の危険性、ア メリカの平和運動、アメリカの「核抑止論」をどう乗り越えるか、を論じた。氏は、「「アメリカンドリーム」にとって長らく不可欠だった経済的安全保障がますます歴史の遺物となる中で、終末論的な核兵器の全滅に備えるための支出か、雇用や住居、食料、教育、重要な社会サービスといった真の安全保障のための支出をとるか、という、生きるか死ぬかのやり取りの中に、新たな枠組み作りの余地があると私は感じています。」(通訳者の訳による)と述べた。

第3報告は川崎陽子氏による「ドイツの原子力政策と放射線防護行政」で、氏は、3.11後にドイツ政界では全政党が脱原発派になったが、そこに行きつくまでの政治の歩みを振り返って、原子力エネルギー(原文ママ)への依存に反対する市民運動が政治を動かしたこと、また日本との対比で、ドイツ・公共テレビを含むメディアが政治を監視する重要な役割を果たしてきたことを強調した。ドイツ全国約1,800カ所のガンマ線空間線量率定点測定の情報がリアルタイムでオンライン提供されていること、労働者の被曝に対しては、「放射線手帳」発給、被曝量測定結果登録簿の一元管理が行われていることなど、ドイツの合理的な放射線防護行政が紹介された。

第4報告「モンゴル国におけるウラン開発、原発建設、使用済み核燃料問題」に於いて今岡良子氏は、市場経済移行後のモンゴル政府は、地下資源開発の国際化政策として、特にウラン鉱業の戦略的展開を図っていること、そこに日米が目をつけて、ウラン輸入-原発輸出とモンゴルに核廃棄物処理場をつくらせることをセットにした取引が行われようとしているのではないかと警告した。2011年日米モンゴル核廃棄物処理場建設秘密協定が発覚してしまい、国民の反発を恐れて政府はこの問題の幕引きをしたが、モンゴルの国家予算にその関連予算が組まれるといった動きがある。モンゴルと日本の市民運動が連帯して、原発建設と核廃棄物処理場建設を阻止して行かなければならない、と今岡氏は力説して、モンゴル反核運動リーダーの一人アマーリンさんからの手紙を紹介した。

第5は井戸謙一氏による報告「福井原発再稼働差止訴訟の論点」で、氏はまず地震について、耐震設計限度の問題、潜在的断層や地表部分で短くても地中で長い活断層の危険性、現在電力会社が採用している地震モーメント算出法の問題点、破砕帯が連動する可能性などについて、次に津波について、海域活断層の起こす津波、リアス式海岸の湾奥に位置する原発の危険性について論じ、更に、原発周辺地域に地盤崩壊の危険性があるとの指摘を行った。井戸氏は、原発訴訟では非常に専門的な論証が求められており、科学者の協力が必須であると訴えた。

報告 6 は山本雅彦氏による「福井原発の現地からの報告」で、氏はまず、若狭原発群の現状分析と国・関電による再稼働強行を批判した後、3.11 以降、原発立地自治体住民の意識に大きな変化が出てきたこと、「さよなら原発福井県集会 in つるが」を大成功させたことを報告した。氏は、「原発をなくしたい」の一点で広範な人々が力を合わせて運動を進めていくことの重要性を強調した。

その後、各種団体のリレー発言や参加者の意見表明、質疑応答が活発に行われた。参加者総数 164 名。本科学者集会は、多彩な分野のそれぞれ専門的角度から問題分析した報告が続いて、今 後の核兵器廃絶と核発電所撤廃の運動に大いに貢献するものになったと確信する。

なお、以上は講演者の言葉使いのままの叙述を心掛けたが、集会を通じて、「核」という言葉を科学者の側からも避けているような雰囲気に感じられて不愉快であったことを、追加感想として書く。「核分裂」、「核燃料サイクル」、「核廃棄物」までは「核」で、あとは全て「原子力」となってしまう。実行委員長挨拶からして「原子力エネルギー」という不可思議な言葉使いであった。他に「原子エネルギー」という言葉も出た。その中で、ガーソン氏が繰り返し"nuclear power"と発言しているのは当然としても、宗教者滋野敬宣氏が「核エネルギー」という正確な言葉を使ったメッセージを集会に寄せられたことが印象に残る。

## 2. 核問題研究委員会の声明

#### 原子力基本法の改悪および原子力規制委員会設置法の撤回を求める

衆議院議長 衛藤征士郎 殿 参議院議長 平田 健二 殿

去る6月20日に成立した原子力規制委員会設置法の第1条では、原子力利用の目的に「我が国の安全保障に資する」という文言が挿入されました。これに連動させて、この法律の付則第12条で原子力基本法の第2条(基本方針)の第2項に同様の文言を加える改悪が行われました。私たちは科学者としてのみならず一市民としても、これらの内容と審議過程に重大な危惧を持つに至りました。以下に、原子力基本法の改悪と設置法に関わる問題点やその成立過程の問題点を整理・指摘するとともに、原子力基本法の改悪と設置法を撤回し、手続きをやり直すことを求めます。

(1) 日本の原子力関連の個別法はすべて、日本国憲法と原子力基本法の枠内で作られることに なっています。すなわち原子力基本法は個別法である原子力規制委員会設置法(以下、設 置法と略)に優先する法律であり、設置法は原子力基本法の枠内で決めることが求められ ています.しかし、今回の設置法の第1条で原子力利用の目的に「我が国の安全保障に資 する」が付け加えられました.「安全保障」という文言は、一般に、軍事を含む防衛を意味 します、したがって、この文言では、原子力利用は核兵器開発も含むという解釈が可能と なり、「平和の目的に限り」というこれまでの原子力基本法の基本方針(第2条第1項)の 枠を大きく踏み外すことになります. そこで設置法の付則第 12 条で原子力基本法の第 2 条(基本方針)の第2項に同様の文言「我が国の安全保障に資する」を加えるという改悪 が行われました.この改悪により,原子力基本法の第2条の第1項(平和目的と平和利用3 原則)と第2項(「安全保障に資する」)の間に、大きな論理的矛盾をもたらすことになり ました. 原子力基本法の精神の中枢部分が同じ法律の中で否定されたと言っても過言では ありません.このように個別法の付則によって、より上位にある原子力基本法の基本方針を 審議なしに変更することは、法治国家として決して許されることではありません。原子力 基本法の変更は、貴両院の議員諸氏のみならず,原子力関係の科学者,技術者を含む国民各 層の意見を傾聴し、十分に時間をかけて慎重に行うべきです.

次項で指摘するように,国民にはこのような重大な内容が隠されたまま可決されたことは明らかに民主主義的な手続きの重大な瑕疵であり、歴史的暴挙と言わざるを得ません. イランなどに対して核開発の疑惑を云々する一方で,我が国の原子力政策の基本方針に軍事的目的を原子力基本法に含ませることは,広島・長崎における原爆被災を受けた国として,核兵器廃絶という国民的願いにも反し、憲法9条にも抵触する恐れがあるだけではなく,東北アジア諸国を始め,国際的に重大な懸念と想定が困難な事態を惹起する可能性を否定できません.

このような基本的な問題点を鑑みる限り,原子力基本法の改悪は撤回するべきであると私たちは考えます.

(2) 今回の原子力規制に関する法案の基本は、国民の多数が強く希望しているように、2011年3月11日の東日本大震災に端を発した福島第一原発事故のような重大事故を二度と起こさないということに置くべきことは明白です。そのために日本国民が必要とする設置法は、福島第一原発事故についてのさまざまな事故調査委員会の最終報告、少なくとも貴両院が設置した事故調査委員会の最終報告を十分吟味し、どのような規制委員会が適切かを熟慮

したうえで決めるべきです。国会および政府の事故調査委員会の最終報告書が提出されたのは、それぞれ、本年7月5日および7月23日でした。これらの報告書が提出される前に設置法を成立させることは立法府自身が自らの設置した事故調査委員会を否定することになり、貴両院の歴史に重大な汚点を自覚なしに刻印することであると言わざるを得ません。これらの報告書についての説明をそれぞれの事故調査委員会から詳しく受けた上、慎重に審議し設置法の基本的骨格を決めるべきです。

このように福島第一原発事故についての原因と教訓を踏まえていない設置法は重大な問題点を有していると指摘せざるを得ません.

- (3) 本設置法の国会における成立過程をみると、民主主義に反する異常なプロセスが明らかになっています. 当初の政府案は、民主党・自由民主党・公明党の3党によって非公開のもとで修正され、その修正案は6月15日に提案され、同日に衆議院の環境委員会で審議もなしに可決されてしまいました. 新聞報道によれば、野党がこの265ページにおよぶこの法案を受けとったのは同日の午前であり、質問を考える時間もなかったと伝えられています. 同法案は、直ちに衆議院本会議に送られ、そのまま同日午後に可決されました. 参議院の環境委員会では若干の審議があったとはいえ、衆議院で採決される当日に265ページにおよぶ法案の提示し一切の審議もなしに可決するというのは、民主主義を破壊する暴挙です. しかも、参議院の委員会の審議が始まった7月18日の段階でも同法案は国会のホームページに掲載されず、国民には法案の内容を知る権利が奪われた状態であった点は、国民主権の観点から特に重大です.
- (4) 設置法には、原子力を規制する原子力規制庁の、原発を推進する機関からの独立性を担保するために、「原子力規制庁の職員は原子力推進に関わる行政組織への配置転換を認めない」(付則第6条2項、「ノーリターン・ルール」)が適用されたことは評価できます。しかし、これに対して例外を認めることで実質的には独立性が担保されないことになっているのは深刻な問題です。例外を求めない「ノーリターン・ルール」が必要です。また、「原子炉の運転期間は40年とする」という規定があるにもかかわらず、原子力規制委員会の許可を得て、例外的に20年の延長を認めるなど、60年運転も可能となる仕組みが図られています。現在の原子力規制委員会の人事案をみる限り、これらの疑念が現実のものとなる危険が高いように思われます。原子力規制庁の原発推進機関からの独立性を厳格に保ちながら、老朽化した原発に対する厳格に規制していく原子力規制委員会と原子力規制庁の姿勢を設置法の中に明記していくことが必要です。

以上のように、原子力基本法の改悪と本設置法および付則にはさまざまな問題点が含まれています。3·11 福島第一原発事故の後、政府や原子力関係の科学者の対応や姿勢が国民各層に根強い不信感の原因となったことは国内外で周知の事実であります。さらに、今回の立法府における原子力基本法の改悪と本設置法および付則の重大な問題点が国民各層に周知されるならば、立法府に対する国民各層の信頼も大きく低下せざるを得ないと私達は強く懸念致します。さらに、核兵器廃絶という国民的願いにも反し、憲法 9 条にも抵触する恐れが国民に認識されるならば、立法府への信頼度の低下のみならず、国民的反発を惹起する可能性も否定できません。

1955年に制定された原子力基本法は、基本的には、原発を推進するための法律(第1条目的「原子力の研究開発、利用の促進をもって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」)であります。福島第一原発事故を経験した私たち日本国民の多くは、脱原発への路線に大きく舵をきることを考えはじめてきています。このような脱原発の方向に向けて、原子力基本法を見直すことこそいまの私たち日本国民には必要であります。ところが今回の改正では正反対に、核兵器開発の可能性にまで踏み込むことになっています。今回の原子力基本法の改悪と設置法を撤回する

とともに、福島第一原発事故についての原因と教訓を踏まえた上で、重大事故を二度と起こさないような新たな厳格な原子力規制委員会の設置法を作成し、手続きをやり直すことを私たちは科学者としてのみならず一市民としても強く求めます.

以上

2012年8月20日

日本科学者会議福岡支部 核問題研究委員会

### 3. 「日本の科学者」読書会報告

◆8 月号読書会 <特集>日米開戦 70 年

8月13日(月)午後2時~5時(ふくふくプラザ604室)

以下は読書会で報告されたレジュメをもとに「日本の科学者」8月号の読書会の様子を編集したものです.

石原昌家論文「沖縄からみる日米開戦 — 沖縄戦がもたらしたものは何か」 「日米開戦」というより、「太平洋戦争末期の段階における沖縄からみた『沖縄戦』への突入と、戦後の日本政府と天皇の対応」という観点から論考している。戦争末期における日米開戦の本質と戦争責任論についての著者の至当な史観が展開されている。沖縄を盾にし、沖縄の住民に計り知れない犠牲を強いて『終戦』にいたり、戦後も長い間『半占領状態』におき、復帰後も今日に至るまで基地を集中させ沖縄県民に犠牲を強いてきた、その責任論や反省が十分になされていないことへの著者の憤りはもっともである。著者は、沖縄戦の米軍死傷者数の増加が原爆投下を決断した主要因であるという。それも1つの要因であろうが、他の多くの要因もあり決して単純なものではないであろう。また、著者は米国が沖縄を軍事占領し続けることを希望するという「天皇メッセージ」を糾弾している。確かにそのようなことを米極東司令部に伝えることはとんでもないことである。しかし、日本国憲法が発効して4ヵ月後のことであり、天皇が当時の政治を主導する立場にあったとは考え難く、責任の大部分は吉田政権から岸政権に至る戦後の保守政治勢力にあったのではないだろうか。(報告: K.C.)

春名幹男論文「原爆投下と対日戦略の真相」 筆者は、米国がどのような戦略に基づいて広島・長崎に原爆を投下したのかを論じている。1944 年 9 月 19 日、ルーズベルト米大統領は原爆を日本に投下することでチャーチル英首相と合意していた。また、ドイツに対して原爆を使用されたことはないという。これは何を意味するのか?今後、究明し考えていくべき課題のひとつであると思われる。著者は、「原爆を投下した最大の理由」として、原爆を使用しないまま戦争を終えた場合、原爆を開発した「マンハッタン計画」の責任者たちが議会でつるし上げられる可能性をあげているが、実際にその可能性はどれ程であるのであろうか。また、原爆製造に協力した科学者・技術者にナチス政権が先に原爆製造に成功したらという恐怖心があったとしても、ドイツの敗戦の後も協力し続けた彼らの動機や倫理観はどのようなものであったのか、また、どうすべきであったのか。ドイツ敗戦の後、原爆製造の「マンハッタン計画」から離れたのはジョセフ・ロートブラット博士ただ一人であったことを考えると、現代においてもとても大切な問題であるように思われる。(報告: T.Y.)

類纈厚論文「日米戦争期日本の政治体制 — 戦争指導体制の実際を中心にして」 1940 年 9 月 30 日,内閣の管轄下に設置された総力戦研究所は、1941 年 2 月 3 日付で「皇国総力戦指導機関二関スル研究」を作成して、40 部を関係方面に配布した。この「研究」は米国公文書館から国会図書館現代政治資料室に返還されたマイクロフィルムに所収されていたものである。この「研究」をもとに、一元化されるべき太平洋戦争期の日本の支配体制を論じている。「研究」は冷静で客観的な視点から陸海軍間と軍部・政府の間の調整の必要性を説いていた。しかし、軍部の特権制度である統帥権独立性のために、日米戦争期の支配体制は、多元化の中で混乱と矛盾をはらんで推移していた。(報告: M.K.)

**笠原十九司論文「日中戦争から日米開戦へ — 日本海軍の『破滅のシナリオ』」** 「海軍は陸軍に引きずられて日米開戦に突入した」という俗説を信じている人にとっては、本論文は必読の論文

であろう. 関東軍(陸軍)が 1931年9月18日に瀋陽(奉天)郊外の柳条湖で鉄道を爆破して, それを中国人の仕業だとして「満州事変」を起こした謀略と同じように, 海軍が「大山事件」をでっち上げて華中・華南へ戦線を拡大していった過程が, 詳述されている. 陸軍と海軍が互いに競り合いながら, 日本を侵略と破壊へと導いていき, ついには真珠湾の奇襲攻撃(日米開戦)へと突き進んでいった. このように海軍も陸軍と同様にアジア太平洋戦争に重大な責任がある. しかし, 海軍の首脳がなぜ A 級戦犯として裁かれなかったのか. 昭和天皇の戦争責任とともに疑問点が多い. (報告: Y.M.)

伊佐山芳郎論文「タバコ病訴訟と裁判官の責任」 ニコチンの依存症と、喫煙と肺がんとの因果関係の2点で争われたタバコ病訴訟において、結審直前に裁判長の更迭が行われ、新しく着任した裁判長は原告の訴えを棄却した。裁判長の突然の更迭はあまりにも不自然なものであったが、その裁判長が原告の主張に理解を示す言動が多くあったことが理由と考えられる。1973年からの原子炉設置許可取り消しを求めた伊方原発訴訟でも、同様な裁判長の交代があり原告敗訴に至る裁判があったことがS.M.氏から報告された。このような強引な手法で司法の判断を歪める実態に風穴を開けていくことが今後ますます重要になって行くことのように思われる。

(以上, 三好記)

#### 4. 行事案内

## 4.1 「チェルノブイリ・ドイツ・フクシマ」真実はどこに

日 時:9月1日(土)18:30~

場 所:福岡市民会館小ホール(中央区天神 5-1-23 地下鉄天神駅より徒歩 15分)

第1部 弁護団による福島現地調査報告

第2部 講演「チェルノブイリ・ドイツ・フクシマ」真実を求めて

講師 セバスチャン・プフルークバイル氏 (ドイツ放射線防護協会会長)

参加費:500円

主 催:原発なくそう!九州玄海訴訟

#### 4.2 『日本の科学者』 9月号 読書会

日 時:9月10日(月)14:00~17:00

場 所:ふくふくプラザ 604 室(福岡市中央区荒戸 3-3-39)

内 容:『日本の科学者』9月号<特集>新しい社会運動の胎動

#### 4.3 基地と憲法を考える集い

日 時:10月7日(日)13:30~16:30

場 所:中央市民センター(中央区赤坂 2-5-8 地下鉄赤坂駅より徒歩 5分)

第1部 映画「誰も知らない基地のこと (STANDING ARMY)」

E.バレンティ&T.ファツィ監督

第2部 講演「普天間基地から考える地域の安全と日本の平和」

伊波洋一さん(元宜野湾市長・普天間爆音訴訟団顧問)

参加費:1000円(学生600円)

主 催:「基地と憲法を考える」実行委員会(「日本の科学者」読書会を含む)

# 4.4 『日本の科学者』10月号 読書会

日 時:10月8日(月)14:00~17:00

場 所: ふくふくプラザ 604 室(福岡市中央区荒戸 3-3-39)

内容:『日本の科学者』10月号<特集>教育の科学/科学の教育

#### 4.5 日本科学者会議・九州・沖縄地方区シンポ(予定)

日 時:12月1日(土) \*場合によっては12月8日(土)に変更

場 所:佐賀

内 容:「原発のない社会形成を目指して」⇒ 原発事故関連に限らず自然エネルギーや廃炉 への課題等を含んで、幅広い多様な内容とする.